

只見線認知向上・乗車促進プロモーション実施業務委託仕様書

第1 事業の目的

JR 只見線は2022年10月1日の全線運転再開により多くの注目と旅行客に訪れていただいているが、交通の便が悪いことや、観光コンテンツ等が少ない等の理由により、首都圏を中心に国内での認知度は依然として低い状況にある。そのため、全線運転再開による注目や人気が一時的なものにならないよう、只見線が持つ魅力や美しさを最大限にアピールし、只見線の認知度を高め、利用者を増やすことを目的としたプロモーションを実施する。

また、県管理区間（会津川口駅～只見駅間）においては、2022年に再開を果たした区間であるものの、列車の本数が少なく特に乗車人数が少ない区間となっているため、乗車人数が少ない県管理区間の乗車を促進し、只見線の利用者を増加させることを目的とする。

第2 背景・現状

JR 只見線は2022年10月1日に全線運転再開を果たし、絶景を楽しめる路線として各地から多くの旅行客が訪れている。全線運転再開の熱気もあり、JR 只見線運転再開区間である会津川口駅～只見駅での平均通過人員は、目標値100人/日（2027年度）に対し、79人/日（2022年度）（※9月までの半年間はバスによる代行運行）、103人/日（2023年度）と目標値を上回る乗客の方にご利用いただいていた。

※参考 被災前の平均通過人員は49人/日（2010年度）、代行バス運行時は12人/日（2021年度）

また、JR 只見線全区間である会津若松駅～小出駅での平均通過人員は、目標値350人/日（2027年度）に対し、257人/日（2022年度）、280人/日（2023年度）となっている。

しかし、現在は全線運転再開からある程度落ち着きを見せており、概算での利用者数は減少傾向にある。（2024年度の利用者数実績は現在調査中。）次のフェーズとして、全線運転再開による利用者の増加を一過性のものにすることなく、どのようにして増えた利用者を維持・増加させていくかを検討していく必要がある。

また、県管理区間においては、全線運転再開を果たした区間であることから、より再開からの落ち着きによる乗車人数の減少が顕著に見られており、市街地から遠方にある県管理区間に時間をかけてでも乗りたいと思わせる誘客促進の施策を検討していく必要がある。

第3 課題・分析

県管理区間の乗車人数減少に関する課題・分析は以下のとおり。

- 1 県管理区間は只見線の運行が1日3往復のみのため、列車を利用しての観光が難しく、自家用車やレンタカーを利用しての観光が多く、只見線の乗車につながっていない。
- 2 会津若松駅を出発地として日帰り旅行をする場合、会津川口駅で折り返さないと時間的余裕がなくなってしまうため、県管理区間に乗車していない。
- 3 県管理区間及び到着駅において訪れたいと思わせるキラーコンテンツが少ない。

第4 委託事業の内容

上記背景・課題を踏まえ、只見線の認知度向上及び乗客数の維持・増加に効果があると期

待できるプロモーションを実施すること。また、県管理区間の乗車につながる誘客促進の施策を提案・実施すること。なお、プロモーションの内容については提案者独自の知見やノウハウを活かし、自由提案とする。

1 ターゲット選定

誘客促進を目的とし提案要素とする。

2 内容

提案要素とする。只見線の背景や現状を踏まえ、認知度向上・乗車促進に期待ができる提案を行うこと。

3 想定されるプロモーション事業例

ア 駅前・県管理区間の観光コンテンツ開発・PR

イ 会津若松駅を出発し小出駅まで抜ける周遊事業

ウ 多くの来場者が見込まれるイベントの実施・出展

エ ポスター制作及び各所への掲示、各種マスメディア・ソーシャルメディア等（テレビCMラジオ、交通広告、デジタルサイネージ広告、旅行雑誌等）やインフルエンサーを活用した情報発信

オ イベント用ノベルティの作成

4 プロモーションを実施する上で必要となる画像や動画、ガイドブック等の素材については提供が可能である。

※事業の内容は受託者が決定後に協議を実施するため、変更となる場合がある。

第5 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。

2 年間を通して行われるすべての運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。

3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

5 制作物に「令和7年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と表記し、周知すること。

第 6 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式 1－1】	事業着手後 7 日以内
2	責任者等届【様式 1－2】	事業着手後 7 日以内
3	完了届【様式 3－1】	事業完了後 7 日以内
4	実績報告書【様式 3－2】 収支決算書【様式 3－3】	事業完了後 15 日以内かつ令和 8 年 3 月 31 日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日